

岩手県告示第523号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成26年岩手県告示第736号）で告示した大槌町赤浜鳥獣保護区及び軽米町軽米鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

令和6年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 変更後の大槌町赤浜鳥獣保護区の区域 上閉伊郡大槌町地内の国道45号と県道吉里吉里釜石線との交点を起点とし、起点から国道45号を北東に進み町道吉里吉里旧国道線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道吉里吉里海岸線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み船越湾へ続く私道との交点に至り、同点から北東に進み船越湾に至り、同点から同湾の海岸線に沿って北東に進みさらに大槌湾の海岸線に沿って南に進み七戻崎に至りさらに同湾の海岸線に沿って北西に進み大槌川河口に至り、同点から同川左岸を上流に進み県道大槌小鮎線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み県道吉里吉里釜石線との交点に至り、同点から同県道を南東に進み赤浜を経由して北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(2) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

2(1) 変更後の軽米町軽米鳥獣保護区の区域 九戸郡軽米町地内の国道340号と町道駒板・東台線との交点を起点とし、起点から国道340号を北に進み町道東・新井田線との交点に至り、同点から同町道を東に進みさらに北に進み県道二戸軽米線との交点に至り、同点から同県道を東に進みさらに北に進み町道松山沢・東線との交点に至り、同点から同町道を北に進み作業道東・外川目線との交点に至り、同点から同作業道を北東に進み町道外川目2号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道軽米・高家線との交点に至り、同点から同町道を北に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み町道西里・高家線との交点に至り、同点から同町道を東に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を北に進み岩手県と青森県の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み作業道高久保線との交点に至り、同点から同作業道を南に進み町道大鳥線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道大鳥・向山線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道長倉口・水吉線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道駒木・長倉線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道向川原・駒木線との交点に至り、同点から同町道を南に進み国道395号との交点に至り、同点から同国道を西に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を西に進み町道岩崎・外川目線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み県道二戸軽米線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み作業道共有地2号線との交点に至り、同点から同作業道を南に進み広域農道軽米九戸線との交点に至り、同点から同広域農道を南に進み町道駒板・東台線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(2) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。